

公 安 委 員 会 決 裁 資 料	鹿児島県地方警察職員の扶養手当等の支給に関する規則の一部改正 (令 和 6 年 人 事 委 員 会 勧 告 等 に よ る 給 与 改 定)	令和7年3月6日 警務課給与係
----------------------	---	--------------------

1 改正理由

人事委員会の令和6年10月8日付けの勧告等に鑑み、本県警察職員の地域手当の支給地域及び支給区分を改定するため、所要の改正をするものである。

2 改正規則

鹿児島県地方警察職員の扶養手当等の支給に関する規則（平成2年鹿児島県公安委員会規則第17号）

3 改正内容

人事院規則の改正に準じた上で、本県警察職員の地域手当の支給地域及び支給区分を下記のとおり改定するもの。

[現行]

別表第1（第1条の3関係）

<u>県</u>	<u>支給地域</u>	級地
埼玉県	さいたま市	3級地
千葉県	千葉市	3級地
神奈川県	川崎市	2級地
福岡県	太宰府市	<u>6級地</u>

[改正後]

別表第1（第1条の3関係）

<u>支給地域</u>		級地
埼玉県	さいたま市	3級地
千葉県	千葉市	3級地
神奈川県	川崎市	2級地
福岡県	太宰府市	<u>5級地</u>

4 施行期日

令和7年4月1日（令和10年3月31日までの間、経過措置を講ずる。）